

SHK5001-1973

社会保障研究所の概要

1973年度

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関3-3-4 (千100)
(社会事業会館内)
電話 03 (580) 2511

も く じ

設 立 の 趣 旨…1
設 立 お よ び こ れ ま だ の 経 過…2
機 構…8
昭 和 48 年 度 事 業 計 画 お よ び 予 算…10
昭 和 48 年 度 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト…12
刊 行 物…18
昭 和 47 年 度 事 業 日 誌…23
役 員 ・ 顧 問 ・ 参 与 ・ 職 員 名 簿…32
社 会 保 障 研 究 所 法…36

設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いました。一歩その内容にたち入り込んでみると、いぜんとして各種の制度の間には著るしいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がまぎと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみだりなきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても1962年「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する報告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請してまいりました。

1965年1月、社会保障研究所はこのよ様な事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

設立およびこれまでの経過

昭和39. 2. 18	社会保障研究所法案国会提出（付託）	政策研究を中心とした合同研究会が発足 「季刊社会保障研究」創刊号発刊
6. 26	法案成立	シンポジウム「社会保障とは何ぞや」開催（7. 26～27）
7. 7	社会保障研究所公布施行（法律第156号）	I S S A 文獻委員会発足
11. 24	社会保障研究所長たるべき者として一橋大学教授 山田雄三が大内指名を受け、設立委員として社会保 障制度審議会会長大内兵衛ほか7名が任命された。	第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナ —開催（日本勧業銀行）（11. 15～18）
12. 17	社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研 究所定款等を決定	社会保障研究所設立1周年記念講演会およびパネ ル—開催 講演内容「福祉開発の意義と条件」講 演者織山政道（帝国ホテル）
12. 21	社会保障研究所監事たるべき者として鹿応義塾大 学教授寺尾琢磨が大内指名を受けた。	昭和41年度新研究プロジェクトのもとに、部門別 研究会を従来の5研究会から6研究会に、合同研究 会を政策研究会に改め、トビックス的な問題を取り あげることとなった。
昭和40. 1. 11	社会保障研究所設立登記完了 社会保障研究所役員として次の者が発令された。 （括弧内は現職）	常務理事木村又雄の辞職を発令 常務理事に河角泰助（総理府社会保障制度審議会 事務局長）を発令
	◎理事 塩野谷九十九（名古屋大学名誉教授）	第1回社会保障教室開講（7. 8～9. 22）
	◎顧問 大内兵衛（東京大学名誉教授）	シンポジウム「社会保障の体系化」開催（7. 18～ 19）
	東畑精一（東京大学名誉教授） 長沼弘毅 （国際ラジオ・テレビセンター会長）	第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナ —開催（都市センター）（10. 12～15）
	◎参与 馬場啓之助（一橋大学名誉教授） 福武直 （東京大学教授） 館 稔（厚生省人口問題 研究所長）	昭和41年度個人研究発表会開催 研究第二部長に地主重美を発令 研究第一部長に小沼 正を発令 昭和41年度公開研究発表会開催 所長山田雄三が欧州の社会保障制度視察のため渡 欧（9. 16～10. 16）
	総務部長に加地夏雄（社会保障研究所設立準備事 務局書記）を発令	
1. 12	社会保障研究所開所式挙行、業務を開始	
1. 26	合同研究準備会のヒヤリング開始	
2. 1	社会保障研究所開所披露式開催（目黒迎賓館）	
3. 4	社会保障研究所常務理事に木村又雄（社会福祉事 業振興会常務理事）を発令	
6. 1	研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と、	

42. 10. 30 第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催(都市センター)(10.30~11.2)
11. 1 社会保障研究所顧問に今井一男(共済組合連盟会長)を発売
「海外社会保障情報」創刊号発刊
- 昭和43. 2. 1 社会保障研究所創立3周年記念シンポジウム開催
2. 10 テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の拠出と給付」(弘済会館)
3. 1 総務部長加地夏雄の辞職発売
3. 2 総務部長に木代一男(公署防止事業団総務部長)を発売
3. 19 所長山田雄三が日米文化教育事業委員会の日本側代表として渡米(3.19~25)
4. 1 研究第三部長に三浦文夫を発売
4. 14 主任研究員平石長久が欧米の社会保障研究のため渡米(4.14~5.24)
5. 28 昭和48年度公開研究発表会開催
10. 28 第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催(都市センター)(10.28~31)
- 昭和44. 1. 11 山田所長および寺尾監事再任
2. 7 第2回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障と社会サービス」(弘済会館)
6. 3 昭和44年度公開研究発表会開催
8. 12 総務部長木代一男の辞職を発売, 新総務部長に福田芳助(総理府社会保障制度審議会事務局長)を発売
8. 15 第1回公開研究座談会開催, テーマ「老後保障の方向をめぐって—英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して—」
44. 10. 24 第2回公開研究座談会開催, テーマ「イギリス年金白書と新しい国際動向について」
10. 27 第5回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催(都道府県会館)(10.27~30)
- 昭和45. 2. 7 第3回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「社会保障における計画的視点」「医療保障の体系化」(弘済会館)
6. 2 第3回公開研究座談会開催, テーマ「新経済社会発展計画と社会保障」
8. 11 第4回公開研究座談会開催, テーマ「欧米諸国における公的扶助の動向」
10. 19 第6回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催(都道府県会館)(10.19~22)
- 昭和46. 2. 8 第4回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済福祉と社会福祉」「社会福祉における公私問題」(弘済会館)
6. 7 総務部長福田芳助の辞職を発売
6. 25 第5回公開研究座談会開催, テーマ「コミュニティと社会福祉」
7. 1 総務部長に山崎晋(社会保険大学校教授課長)を発売
8. 24 研究員高橋敏士E.C.A.F.E主催セミナー(タイ・バンコク)に参加のため東南アジアに出張(8.24~9.10)
9. 7 第6回公開研究座談会開催, テーマ「西欧における社会保障の動向」
10. 18 第7回社会保障研究所基礎講座—社会計画と社会

46. 11. 1 保障セミナー——開催(都道府県会館)(10.18~10.21)
 常務理事河角泰助の辞職を発売
 11.15 常務理事に岡本和夫(総理府社会保障制度審議会事務局長)を発売

昭和47. 2. 7 第5回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済情勢の変化と社会保障」 「医療問題の論点」 (霞が関東海倶楽部)

4. 3 研究第三部長三浦文夫, 欧州の社会保障研究のため渡欧 (4.3~5.10)

6. 1 理事(非常勤)塩野谷九十九を参与に, 後任理事に馬場啓之助を発売

6.12 第7回公開研究座談会開催, テーマ「年金の自動調整」

9. 1 研究第一部長小沼正を調査役に, 後任研究第一部長に保坂哲哉を発売

9.22 第8回公開研究座談会開催, テーマ「生活保護の動向」

9.30 所長山田雄三 I S S A 専門委員会出席のため渡欧 (9.30~10.20)

10.23 第8回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館) (10.23~26)

昭和48. 1.11 所長山田雄三, 任期満了により辞任, 後任所長に馬場啓之助(一橋大学名誉教授, 理事(非常勤))が厚生大臣から発売された。また理事(非常勤)に福武直(東京大学教授, 参与)を発売した。
 顧問大内兵衛, 同東畑精一, 同長沼弘毅, 任期満了により辞任

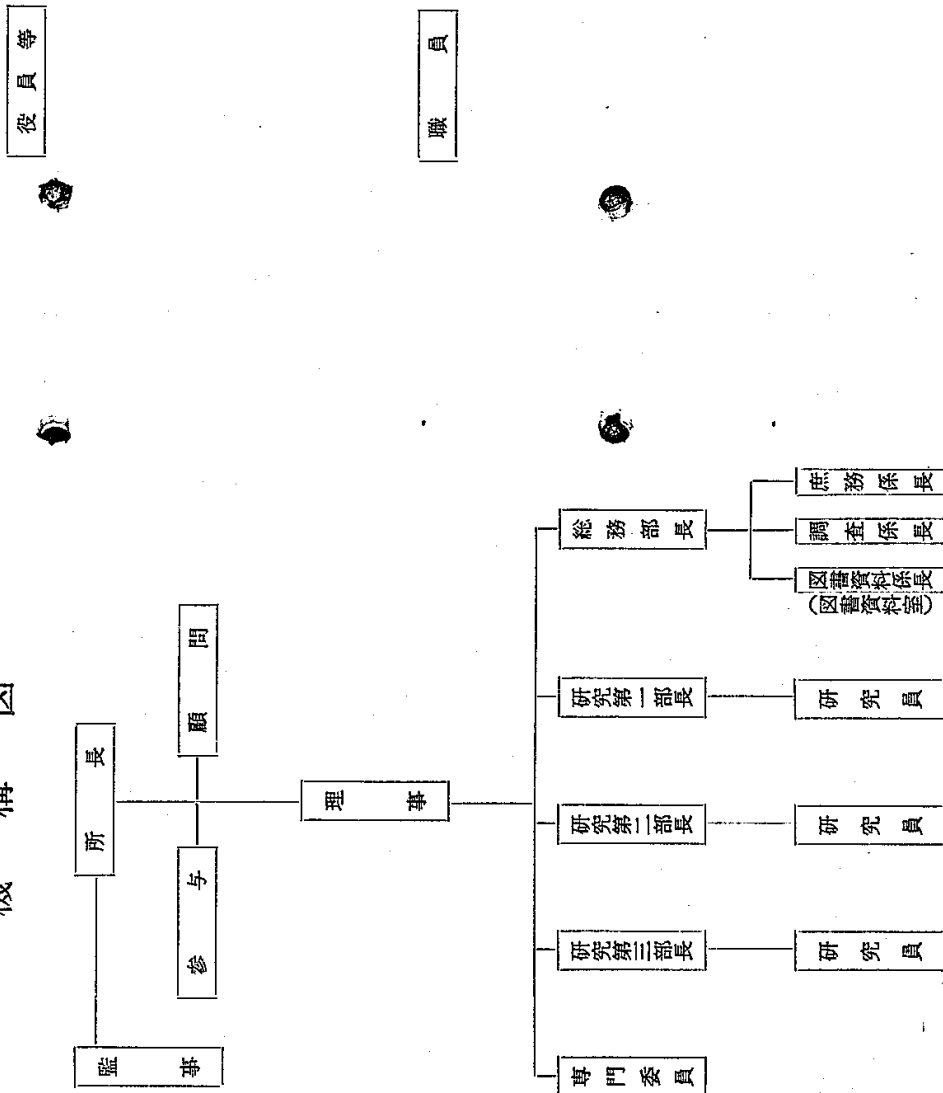
1.25 顧問に山田雄三(一橋大学名誉教授)を発売

48. 2. 5

第6回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉政策の基本的性格」 「福祉政策と雇用問題」 (霞が関東海倶楽部)

機 構

機 構 図



役員等

職員

所長、理事、監事 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べ。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参与 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ経済学、社会学、社会学、社会政策等の専門学者として、社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議等の事務を処理するとともに、図書資料の管理事務を行なう。

昭和48年度事業計画および予算

○ 昭和48年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和48年度事業として次の事業を行なう。

研究事業費の総額は、17,723千円であり、全額国庫補助金を予定している。

I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

研究会別プロジェクト

昭和48年度プロジェクト参照 (12ページ～17ページ)

II 社会保障に関する情報および資料の収集

- 1 国内および海外における社会保障に関する文献、図書および資料等の収集
- 2 海外の図書、資料の紹介および情報の交換
 国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA (国際社会保障協会) 関係の資料収集および紹介を引続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

- 1 「季刊社会保障研究」の発行
- 2 「海外社会保障情報」の発行
- 3 研究叢書、翻訳双書、所内研究資料等の発行
- 4 基礎講座、シンポジウム、公開研究会等の開催
- 5 その他成果の普及に必要な事業

○ 昭和48年度収入支出予算

支 出	入 入	
	予 算 額	予 算 額
区 分	千円	千円
研究所運営費	101,219	100,275
管理事務費	83,496	100,275
(人件費)	(60,723)	944
職員給与	57,047	651
非常勤給与	3,676	293
(管理事務費)	(18,826)	
庁費	13,912	
交際費	186	
厚生費	3,908	
退職手当引当金	820	
(予備費)	(3,947)	
予備費	3,947	
研究事業費	17,723	
(研究事業費)	(17,723)	
諸謝金	2,950	
調査旅費	1,448	
図書購入費	2,697	
研究費	7,591	
季刊誌刊行費	2,240	
海外情報刊行費	797	
計	101,219	101,219
		計

計

昭和48年度研究プロジェクト

プロジェクトの基調

公共政策の基調が、成長から福祉にむかって転換すること
が要請されており、福祉政策のあり方についての科学的研究
の重要性が高まっている。

このような状況にかんがみ本年度の基調テーマとして「政
策転換期における社会保障・社会福祉の計画的確立」をとり
あげる。

第I（経済分析）研究会

経済学の立場から、社会保障政策の目標、手段、機能、効
果を理論的実証的に検討し、とくに本年度は国際比較のため
の方法論を研究する。

共同研究

1 社会保障の再分配効果に関する国際比較研究

社会保障の所得再分配機能については、公平性の基準、給
付・拠出の転嫁と帰着など理論的にも説明を必要とする問題
が残されている。本研究では、これら理論研究に加えて、昭
和40年代のわが国社会保障の再分配効果に関する実証的研究
を行ない、あわせて、その国際比較のための理論的フレームム
・ワークの設定と実証分析への準備的作業を行なう。

2 社会的支出の国際比較

本研究は、福祉政策を社会的支出の変遷、とくに公共財とメ
リット財への公的支出の推移とその分析を通して検討するこ
とを目的とする。現代の福祉政策の体系化を図るためには、
具体的な政策プログラムを社会的支出というフレームム・ワー
クでその目標・手段・効果に関する一貫した理論的実証的研
究を行なうことが一つのアプローチである。とくに制度や考
え方の異なる諸国間の福祉政策を比較するにあたって、この
手法が有力なアプローチを提供するものとなるであろう。

個別研究

- 所得分布の理論模型——とくにコホート分析を手がかり
にして——
- 貧困と疾病に関する研究
- 社会的消費の国際比較——とくに教育費について——

第II（統計調査）研究会

社会保障水準を測定するための基礎的統計指標を整備し、
わが国社会保障の充足状況の把握に資する。

共同研究

1 部門別社会保障水準指標の作成

年金、医療、公的扶助、社会福祉、児童福祉などの年齢階
級別および所得階級別統計を収集し、その体系的整理を行な
ってきたのであるが、本年もそれを統行するとともに、単に
年齢あるいは所得の階級別にみただけでなく、両者を組合せ、
さらに家族構成をも加味して、家族周期段階別の整理をも試
みる予定である。

なお、従来あまり進展のみられなかった社会保障水準測定
の基礎となる社会的ニードについても分析を進める。

ただし、本年の計画としては、どちらかといえば、この課
題に対してよりも、次の課題の方に力を傾けることになると
あろう。

2 家計構造に関する統計的研究——とくに社会保障費との関 連について——

児童のいる世帯や老人のいる世帯の社会的ニードを把握す
るために、家計費を中心とする一連の生活実態調査を実施し
て、児童養育費、高齢者生活費の分析を行なってきた。児童
養育費については、すでに『家族周期と児童養育費』、『家族

周期と家計構造』が刊行されている。高齢者生活費についても、その結果を順次『季刊社会保障研究』誌上に発表してきている。

本年は、この二種の実態調査の中間をうめるものとして「中高年者生活周期調査」を実施する予定である。これは従来の二種実態調査を通じて開発してきた調査方法を用いて中高年者層の家計構造を中心とする生活構造の分析を行なおうとするものである。さらにこの調査では過去の経歴にさかのぼり、歴史的にどのような個人的社会的経過をたどって今日に到達したものであるか、また、将来の生活設計をどのように画いているかなども明らかにし、生涯計画のあり方を究明することをねらいとしている。

個別研究

- 貧困の測定方法に関する研究
- 家族周期別にみた医療保険の拠出と給付
- 東京大都市圏における家計分析

第Ⅲ（社会分析）研究会

社会学の立場から広く社会保障の政策形成、計画、機能、組織、効果などの理論的・実証的研究をすることを目的とするが、本年度は昨年引きつづき社会福祉分野の諸問題を研究する一方、その理論体系の構築に努力する。

共同研究

- 1 社会福祉におけるマンパワー問題に関する研究
社会福祉の計画を考える場合、海外の動向を知ることが必要であるが、それらについてわが国では十分の研究が行なわれていない。このため一昨年からケース・スタディ方式に若干の国々の関係資料収集と研究を続けてきたが、今回はマン

パワー問題に焦点をしぼり研究する。本年度はとくに社会福祉従事者の量的質的両面にわたる研究を行ない、あわせて社会福祉従事者の養成・確保の方策を検討する。

2 ソーシャル・アドミニストレーションに関する理論的基礎研究

昨年度まで行なってきた「多問題家族と生活構造に関する研究」に代って、本年度はソーシャル・アドミニストレーションを主題にして研究を行なう。ソーシャル・アドミニストレーションは普通社会行政、社会福祉管理(経営)と訳されているが、わが国においては、この面の研究はきわめて乏しい。このため、ソーシャル・アドミニストレーションに関する文献資料を収集すると同時に、その歴史的展開を追求し、さらにその概念、体系、方法論等についての基礎的理論的研究を行ない、社会福祉論の体系化に資することを目的とする。

個別研究

- 社会老年学の検討
- 社会計画の方法論に関する基礎的研究
- 社会福祉組織の比較研究

第Ⅳ（経済・社会合同）研究会

経済学と社会学とのインターディシプリナリーな領域を研究する目的で、すでに発展の問題および福祉の問題をとりあげてきた。

本年度は貧困の問題に焦点をあわせ、経済学的、社会的、文化人類学的等の諸研究を総合的視点にたたって検討することを課題とする。

第Ⅴ（制度）研究会

社会保障および関連分野における国際動向と各国制度の特徴を明らかにするため、比較研究と歴史的研究を行なう。

共同研究

1 社会保障制度の類型と費用負担に関する比較研究

前年度まで西欧主要国について、経済計画と社会保障プログラムとの関係、社会保障費の財源調達における政府負担についての考え方などの説明に努めてきた。その際、たんに社会保障財政の現状を明らかにするだけでなく、各国の社会保障制度を特徴づけている考え方や歴史的背景にも立ち入り、方向に沿いながら、とくに社会保障における政府、個人、企業との関係、公的制度と民間の類似制度との関係を明らかにすることに重点をおく。そして、この点に関する研究成果を合わせて、これまでの社会保障財政に関する比較研究の結果の一応の取まとめを行なう。

2 発展途上国における社会変動と社会問題に関する研究

発展途上国における社会発展の問題を研究することは、従来実施してきた先進諸国の社会保障に関する比較とともに、国際比較研究の重要な分野をなす。しかし、発展途上国の社会問題や社会政策に関する研究は、方法論の選択や資料の収集など困難な障害があるため、早急に成果をあげることが期待できず、相当長期にわたる研究計画を樹てる必要がある。研究活動は、ファクト・フィインディング、方法論の探求、国際協力における政策的諸問題の検討に分けられるが、当研究会は、とくに第1の活動に重点をおいてしばらく研究を進めることとし、本年度はいくつかの発展途上国を選んで起りつつある社会・経済変動と社会問題の性質、広がりなどを明らかにする。その際の政策領域としては、社会福祉と保

健・医療が中心となるが、社会保障も可能なかぎりとりあげられる。対象とする国々は、アジアとラテン・アメリカの両地域から選ばれる。

個別研究

- インドの社会変動と社会問題
- 各国社会保障制度の類型的研究
- イギリス社会保障制度の歴史的研究

第VI (政策) 研究会

社会保障の各分野におけるトピックスを取りあげて討論を行なう。また、昨年度に引き続き、政策判断の根拠について、とくに効果および財源の検討を配慮し、社会計画に利用可能な資料の整備を行なう。

機 関 誌

季刊社会保障研究

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとありあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求め、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、特集号を含めて年5回発行している。

海外社会保障情報

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回刊行している。

翻 訳 叢 書

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO編『世界各国における社会保障の費用』(1958~1960)』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1964)』
- 3 R. M. ティトマス著『福祉国家の理想と現実』(谷訳)
- 4 M. S. ゴードン著『社会保障の経済分析』(地主・向井訳)
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1967)』
- 6 ILO編『世界各国における社会保障の費用(1961~1963)』
- 7 ベヴァリッジ報告『社会保険および関連サービス』(山田他訳)
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保

研 究 叢 書

障制度(1969)』(平石, 保坂, 山崎訳)

- 9 R. M. ティトマス著『社会福祉と社会保障』(三浦・渡辺他訳)

10 『ILO・社会保障への途』(塩野谷, 平石, 高橋訳著)

11 ILO編『世界各国における社会保障の費用(1964~66)』(平石, 保坂, 山崎訳)

研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。

- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
- 2 『インド社会保険の史的考察』(平石著)
- 3 『家族周期と児童養育費』一児童養育費調査報告(中鉢編)
- 4 『家族周期と家計構造』(中鉢編)
- 5 『経済発展と福祉社会』(小山・藤沢他著)

未定稿の中間報告, 議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

- No. 6501 文献解説『社会計画の方法論に関する基礎問題』
- No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その1)」
- No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」
- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
- No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」

所 内 研 究 資 料

- No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」
*
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
- No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指数」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
*
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による試算 大正14年~昭和40年—」
- No. 6703 個人報告「山田渡欧報告」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案の内容について—」
*
- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の

- 展開(1959~1968)—アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
- No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマス・コミの機能」
*
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職年金と社会保障」
*
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証と分析—」
- No. 6904 「貧困測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
*
- No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、ファウンデーション刊 社会変化の諸指標」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
- No. 7003 「社会福祉, 社会保障関係目録(論文の部)—社会福祉を中心に(1960~1970)—」
*
- No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
- No. 7102 文献解説「社会経済的ディベロプメントの内容測定」
- No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会保障論の一系譜」
- No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」

昭和47年度事業目録

<p>No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として—」</p> <p>No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」</p> <p>No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO統計による保健費用の国際比較」</p> <p>No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」</p>	<p>昭和47. 4. 3</p> <p>4.13</p> <p>4.18</p> <p>4.25</p> <p>"</p> <p>5. 4</p> <p>5. 9</p> <p>5.14</p> <p>5.16</p> <p>5.18</p> <p>"</p> <p>5.23</p>	<p>研究第3部長三浦文夫、欧州の社会保障研究のため渡欧</p> <p>第5研究会(第1回)報告内容「社会保障財政の国際比較——昭和47年度研究プロジェクト——」報告者 慶応義塾大学助教授 藤沢益夫</p> <p>第2研究会(第1回)報告内容「社会保障水準の指標——北欧諸国資料を例として——」報告者 研究第1部長 小沼 正</p> <p>第6研究会(第1回)報告内容「両審議会の答申をめぐって」報告者 専門委員 小山路男</p> <p>ISSA文献委員会 47.1~3月文献選考について</p> <p>定例役員会開催(第77回)</p> <p>第4研究会(第1回)報告内容「Rohrlich, "Toward a Convergence of Economic and Social Policies" について」報告者 研究員 城戸喜子</p> <p>研究第3部長三浦文夫、欧州の社会保障研究を終え帰国</p> <p>第5研究会(第2回)報告内容「ナショナル・ミニマムの理論と政策」報告者 慶応義塾大学助教授 藤沢益夫</p> <p>第1研究会(第1回)報告内容「年金制度の経済分析序説」報告者 研究第2部長 地主重美</p> <p>第3研究会(第1回)報告内容「多問題家族の調査について——中間報告——」報告者 研究員 渡辺益男, 同 高橋敏士</p> <p>第6研究会(第2回)報告内容「長期計画の問題点」報告者 経済企画庁計画官 山本純男</p>
---	---	--

- *
 No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として—」
- No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」
- No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO統計による保健費用の国際比較」
- No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
- 1 「戦後の社会保障(本論)」
- 2 「戦後の社会保障(資料)」
- 1 図書目録(1966年, 1968年, 1971年)
- 2 *Social Security in Japan* (1967)

単 行 本

そ の 他

5. 23 海外社会保障情報編集委員会
5. 25 定例役員会開催 (第78回)
5. 27~28 睦月会旅行 (長野県高峰高原)
6. 1 理事 (非常勤) 塩野谷九十九を参りに、後任理事に馬場啓之助を發令
第1研究会 (第2回) 報告内容「経済計画と移転関数」報告者 経済企画庁経済研究所主任研究官 市川 洋
6. 8 第3研究会 (第2回) 報告内容「社会福祉の国際比較研究のすすめ方」報告者 研究第3部長 三浦 文夫
6. 12 第7回公開研究会 テーマ「年金の自動調整」レポート 主任研究員 平石長久, コメント 早稲田大学教授 安藤哲吉, 日本団体生命(株)営業部長 村上 清, 司会 所長 山田雄三 (協和銀行赤坂支店会議室)
6. 13 第2研究会 (第2回) 報告内容「高齢者の食数と食費等について——掛川高齢者生活実態調査——」報告者 研究員 曾原利満
6. 15 第4研究会 (第2回) 報告内容「I. ティトマス著『社会福祉と社会保障』輪読のすすめ方について、2. 普遍性と選別性の原理について (第3部I, IIを中心にして)」報告者 研究第3部長 三浦文夫、研究員 渡辺益男
6. 20 第5研究会 (第3回) 報告内容「イギリスの医療保障と公衆衛生」報告者 専門委員 橋本正己
6. 22 定例役員会開催 (第79回)
6. 27 第6研究会 (第3回) 報告内容「老人福祉の現状と問題点」報告者 厚生省社会局老人福祉専門官 森 幹郎
6. 29 第1研究会 (第3回) 報告内容「年金制度の考え方」報告者 専門委員 高橋 武
7. 18 第5研究会 (第4回) 報告内容「地方財政における社会支出の推計」報告者 主任研究員 保坂哲哉
7. 20 第3研究会 (第3回) 報告内容「北欧諸国の社会福祉——とくにスウェーデンを中心として——」報告者 スウェーデン研究所評議員 小野寺百合子
第4研究会 (第3回) 報告内容「ティトマスの福祉国家への視点『社会福祉と社会保障』——第3部III, IVを素材として——」報告者 研究員 高橋 士
7. 25 第2研究会 (第3回) 報告内容「社会保障水準指標のための基礎資料について『季刊社会保障研究』巻末統計の再検討」報告者 研究第1部長 小沼正 研究員 曾原利満
第6研究会 (第4回) 報告内容「社会保障問題懇談会報告書について」報告者 専門委員 小山路男
7. 27 第1研究会 (第4回) 報告内容「医療における有効性の問題」報告者 国立公衆衛生院 西 三郎
定例役員会 (第80回) 「(1)事業の実施状況について (2)その他」
9. 1 研究第1部長小沼 正を調査役に、後任研究第1部長に保坂哲哉を發令
9. 12 第5研究会 (第5回) 報告内容「戦前民間社会事業費の推計」報告者 研究第1部長 保坂哲哉
9. 19 第3研究会 (第4回) 報告内容「カナダの社会福

9. 21 社」報告者 萩原清子
第1研究会(第5回)報告内容「1.医療支出の経
済分析 2.医療サービスに対する“モード”と“需
要”」報告者 研究員 都村敦子
9. 22 第8回公開研究座談会 テーマ「生活保護の動向
について」レポート 調査役 小沼正, 上智大学教
授 龍山 京, 明治学院大学教授 三和 治, 可会
所長 山田雄三(三井銀行本店会議室)
9. 26 第2研究会(第4回)報告内容「貧困水準測定
のための試算結果について」報告者 厚生省統計調査
官 前田正久
9. 28 第6研究会(第5回)報告内容「中小企業退職金
共済——活動の現状と課題——」報告者 中小企業
退職金共済事業団理事 山下不二夫
- 第4研究会(第4回)報告内容「ティトマス著『社
会福祉と社会保障』——社会政策と所得再分配」報
告者 研究第2部長 地主重美
- 定例役員会(第81回)「(1)事業の実施状況につい
て (2)その他」
9. 30 所長山田雄三, I S S A (国際社会保障協会) 常
任委員会(ジュネーブ)出席のため渡欧
10. 19 第4研究会(第5回)報告内容「ティトマス著
『社会福祉と社会保障』第4部I~III章について」
報告者 研究員 山崎泰彦
10. 20 所長山田雄三, 欧州より帰国
10. 23~26 第8回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会
館)
10. 26 定例役員会開催(第82回)
10. 31 第2研究会(第5回)報告内容「高齢者の収入源
泉別家計構造」報告者 研究員 大本圭野
- 第6研究会(第6回)報告内容「年金制度の今後
の方向」報告者 専門委員 小山路男
I S S A 文獻委員会
11. 1 第7回社会保障研究奨励推薦論文最終審査会
(第一ホテル)
11. 2 第1研究会(第6回)報告内容「保健費用の国際
比較」報告者 研究員 城戸喜子
11. 7 第7回大内賞推薦論文授賞者表彰式(第2席2名,
一圓光弥, 山崎泰彦)
11. 11 掛川高齢者世帯調査報告会(掛川市)
11. 14 第5研究会(第6回)報告内容「フランスの1967
~68年改革をめぐる各界の意見」報告者 中央大学
助教授 工藤恒夫
11. 21 第5研究会(第7回)報告内容「医療保険と医療
サービスの国際比較」報告者 国立公衆衛生院 前
田信雄
- 第4研究会(第6回)報告内容「ティトマス著
『社会福祉と社会保障』——医療の倫理と経済につい
て」報告者 研究員 都村敦子
11. 28 第6研究会(第7回)報告内容「長期構想につい
て」報告者 厚生省審議官 蔵田直躬
11. 30 第3研究会(第5回)報告内容「イギリスの社会
福祉行政の動向」報告者 関東学院大学助教授 市
瀬幸平
12. 5 第2研究会(第6回)報告内容「同居高齢者の小
遣戻の分析」報告者 山陽学園短大 杉原由機

12. 7 顧問会 (第10回), 役員会 (第88回), 大内基金委
員会開催 (福田屋)
12. 11 第5研究会 (第8回) 報告内容「社会保険論の展
開」報告者 慶応義塾大学教授 庭田範秋
12. 14 第1研究会 (第7回) 報告内容「西ドイツの年金
改革」報告者 研究第1部長 保坂哲哉
- 第4研究会 (第7回) 報告内容「経済厚生と外部
効果」報告者 理事 馬場啓之助
12. 18 専門委員会「昭和48年度研究プロジェクトについ
て」(ホテル・ニュージャパン)
12. 19 第2研究会 (第7回) 報告内容「社会的福祉の指
標」報告者 東京大学助手 直井 優
12. 21 台湾中央信託局主任, 吳凱勳氏来所, 所長山田雄
三および総務部長山崎 晋と懇談
- 第6研究会 (第8回) 報告内容「特定疾患対策に
ついて」報告者 厚生省公衆衛生局特定疾患対策室
長 仲村英一
12. 26 第1研究会 (第8回) 報告内容「年金の経済分析」
報告者 経済企画庁経済研究所主任研究官 市川
洋
- 昭和48. 1. 11 所長山田雄三, 任期満了により辞任, 後任所長に
馬場啓之助 (一橋大学名誉教授・理事<非常勤>) が
厚生大臣から発令された。
理事 (非常勤) に福武 直(東京大学教授・参与)
を発令した。
- 顧問大内兵衛, 同東畑精一, 同長沼弘毅が任期満
了により辞任した。
1. 16 第5研究会 (第9回) 報告内容「イギリス医療に
- おける Doctor Migration と Private Practice の
状況」報告者 研究員 山崎泰彦
1. 18 第3研究会 (第6回) 報告内容「国際社会福祉の
動向について」報告者 日本社会事業大学教授 仲
村優一
- 第4研究会 (第8回) 報告内容「児童養育費につ
いて——児童の貧困と児童養育費——」報告者 岡
查役 小沼 正
1. 23 第2研究会 (第8回) 報告内容「高齢者の収入源
泉別の職業(生活) 歴」報告者 研究員 大本圭野
1. 25 第1研究会 (第8回) 報告内容「医療保険と所得
分布」報告者 経済企画庁情報管理室長 市川 洋
定例役員会 (第84回) 「(1)事業の実施状況につい
て, (2)昭和48年度予算(案)について (3)その他」
顧問に山田雄三 (一橋大学名誉教授・前所長) を
発令した。
1. 30 第3研究会 (第7回) 報告内容「社会計画と社会
福祉——アメリカにおけるコミュニティ計画」報告
者 全国社会福祉協議会 根本嘉昭
- 第6研究会 (第9回) 報告内容「昭和48年度厚生
省予算(案)について」報告者 厚生省会計課 朝本
信明
- ISSA文献委員会 47年10月~12月文献選考に
ついて
2. 5 第6回社会保険研究所シンポジウム テーマ(1)
「福祉政策の基本的性格」レポート 一橋大学教授
塩野谷祐一, コメント 専修大学助教授 正村公宏
研究第3部長 三浦文夫, 司会 理事 福武 直,

2.20 テーマ②「福祉政策と雇用問題」 レポート 農業
 総合研究所計画部長 並木正吉, コメント 日本女子
 子大学教授 佐藤進, 同志社大学教授 小倉要二,
 名古屋大学助教授 小池和男, 司会 所長 馬場啓
 之助 (霞が関東海倶楽部会議室)
 第3研究会 (第8回) 報告内容「5か国老人調査
 について」報告者 厚生省社会局老人福祉専門官
 森 幹郎
 第2研究会 (第9回) 報告内容「老人生計費のバ
 ターンと老後保障—掛川高齢者調査結果の概要と48
 年度調査の構想—」報告者 専門委員 中林正美
 第4研究会 (第9回) 報告内容「社会福祉管理—
 教育と研究—」報告者 所長 馬場啓之助
 定例役員会 (第85回) 「①事業の実施状況につい
 て ②昭和48年度研究プロジェクトについて ③そ
 の他」
 2.27 第5研究会 (第10回) 報告内容「アメリカ1985年
 社会保障法の基本的性格について」報告者 一橋大
 学大学院 藤田 伍一
 第6研究会 (第10回) 報告内容「通勤途上の災害
 について」報告者 労働省労働基準局 中岡清忠
 第2研究会 (第10回) 報告内容「厚生統計地域傾
 向精密調査の結果について」報告者 厚生省統計調
 査官 前田正久
 3.13 第6研究会 (第11回) 報告内容「経済計画と社会
 保障」報告者 経済企画庁計画官 山本純男
 海外社会保障情報編集委員会「No. 23号の編集方針
 について」

3.22 定例役員会 (第86回) 「①事業の実施状況につい
 て ②その他」
 3.27 第5研究会 (第11回) 報告内容「医療保障の国際
 比較」報告者 健保連 石本忠義
 3.28 第1研究会 (第10回) 報告内容「老後保障の課
 題」報告者 専門委員 江見康一
 3.29 第3研究会 (第9回) 報告内容「沖縄における社
 会福祉」報告者 同志社大学教授 角田 豊
 第4研究会 (第10回) 報告内容「ティトマス著
 『社会福祉と社会保障』について」報告者 同志
 社大学教授 角田 豊

役員・顧問・参与 職員名簿

<昭和48年4月1日現在>

★ 役員

所長	馬場啓之助	
理事	岡本和夫	
理事 (非常勤)	福武直	東京大学教授
監事 (非常勤)	寺尾琢磨	慶応義塾大学名誉教授

★ 顧問・参与

(順不同)

顧問	山田雄三	一橋大学名誉教授
顧問	今井一男	共済組合連盟会長
参与	塩野谷九十九	名古屋大学名誉教授
参与	平田雷太郎	早稲田大学教授

★ 研究所員

(常勤職員)

研究部

研究第1部長
研究第2部長
研究第3部長
調査役員
主任研究員
研究員

保坂主 地三 小平 渡曾 郡城 大山 高小 清山 赤小 唐鹿 石篠 菊
 保地 三小 平渡 曾郡 城大山 山高 小清 山赤 小唐 鹿石 篠菊
 坂主 浦沼 石刃 原村 戸本 崎橋 林水 崎川 野木 島井 原地
 哲重 文長 益利 敦喜 圭泰 紘良 みどり 晋栄 之雄 進子 典子
 哉美 夫正 久男 満子 子野 彦士 二り 晋栄 之雄 進子 典子

総務部

総務部長
庶務部長
調査部長
図書資料係長

(非常勤職員) (五十音順)

専門委員	青井 和夫	江見 康一	大熊 一郎	小野 旭	小山 男	高橋 武	中鉢 美	橋本 正	藤沢 正	松原 益	森岡 治	安川 清
	東京大学教授	一橋大学教授	慶応義塾大学教授	成蹊大学教授	横浜市立大学教授	ILO東京支局次長	慶応義塾大学教授	国立公衆衛生院衛生行政学部長	慶応義塾大学教授	東京大学助教授	東京教育大学助教授	慶応義塾大学教授

社会保障研究所法

昭和39年7月7日法律第156号
改正昭和45年6月1日法律第111号

第1章	総則	第1条—第7条)
第2章	役員	第8条—第16条)
第3章	業務	第17条・第18条)
第4章	財務及び会計	第19条—第26条)
第5章	監査	第27条・第28条)
第6章	雑則	第29条・第30条)
第7章	罰則	第31条—第35条)
附則		

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第 2 条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

(事務所)

第 3 条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定款)

第 4 条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 事務所の所在地

(4) 役員に関する事項

(5) 業務及びその執行に関する事項

(6) 資産に関する事項

(7) 会計に関する事項

(8) 定款の変更に関する事項

2 定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(登 記)

第 5 条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第 6 条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第 7 条 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 44 条〔法人の不法行為能力〕及び第 50 条〔法人の住所〕の規定は、研究所に準用する。

第 2 章 役 員 等

(役 員)

第 8 条 研究所に、役員として、所長 1 人、理事 2 人及び監事 1 人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第 9 条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第 10 条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員任期)

第 11 条 所長及び理事の任期は、4 年とし、監事の任期は、2 年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第 12 条 次の各号の任一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団

体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

(役員)の解任)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権)の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員)の任命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

第 3 章 業 務

(業 務)

第17条 研究所は、第1条〔目的〕の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

(2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。

(3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行うことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第 4 章 財 務 及 び 会 計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年

度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑則

(解散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(1) 第4条第2項〔定款の変更の認可〕、第17条第2項〔業務の認可〕、第20条〔予算等の認可〕又は第23条第1項〔一時借入金の認可〕の規定による認可をしようとするとき。

(2) 第21条第1項〔財務諸表の承認〕又は第25条〔給与及び退職手当の支給の基準の承認〕の規定による承認をしようとするとき。

(3) 第26条〔財務及び会計に関する事項の省令委任〕の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条〔予算等の認可〕の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰則

(罰則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを受受し、

又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したとき、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項〔報告及び検査〕の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

- (1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- (1)の2 第4条第3項〔定款変更の届出〕の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第5条第1項〔登記〕の規定による政令に違反して登記すること怠つたとき。
- (3) 第17条第1項〔業務〕に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- (4) 第24条〔余剰金の運用〕の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
- (6) 第27条第2項〔監督命令〕の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条〔名称の使用制限〕の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項〔研究所の設立〕の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条〔名称の使用制限〕の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条〔事業年度〕の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20条〔予算等の認可〕中「当該事業年度の開始前」にとあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。
(登録税法の一部改正)

第9条 登録税法(明治26年法律第27号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

(所得税法の一部改正)

第10条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

(法人税法の一部改正)

第11条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 厚生省設置法(昭和24年法律第151号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(地方税法の一部改正)

第13条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(昭和45年6月1日法律第111号抄)
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)